

（仮称）「鎌倉市犯罪被害者等支援条例」（案）の概要に対する
意見公募の結果について

（仮称）「鎌倉市犯罪被害者等支援条例」（案）の概要について、貴重な御意見をいただきありがとうございました。

意見公募手続の結果といただきました御意見に対する市の考え方を次のとおり公表します。

1 意見公募方法等

（1）意見公募期間

令和6年（2024年）10月21日（月）から令和6年（2024年）11月20日（水）まで

（2）意見公募の周知方法

ア 市のホームページ・広報かまくらへの掲載

イ 市内自治会町内会の回覧版を活用した周知

ウ 市役所本庁舎1階ロビー、各図書館、各支所、鎌倉生涯学習センターでの資料配布

（3）意見の受付方法

ア 郵便

イ 電子メール

ウ FAX

エ 市役所本庁舎1階ロビー、各図書館、鎌倉生涯学習センターの回収箱

オ 共生共創部地域共生課くらしと福祉の相談窓口への直接持込

2 意見公募の結果

（1）意見提出者 3人（6項目）

（2）提出方法 電子メール3件

（3）意見の内容と意見に対する市の考え方

別紙「（仮称）『鎌倉市犯罪被害者等支援条例』（案）の概要に対する意見公募に対する市民意見と市の考え」のとおりです。なお、いただいた御意見は、原則、原文のまま掲載していますが、文体を統一しています。